

筑前海区漁業調整委員会指示第 205 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、筑前海区でのなまこ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、次の各号に該当する場合は適用しない。

- （１）試験研究機関等が試験研究等を目的として漁業法施行規則第 42 条に基づく特定水産動植物の採捕の許可を受け採捕する場合
 - （２）漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合
 - （３）漁業法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業及び福岡県漁業調整規則第 4 条の漁業の許可のうち、同規則第 13 条に基づく許可等の条件において、各海域の禁止事項に定める期間内においてなまこの採捕の禁止期間を規定している漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合
- 令和 5 年 7 月 21 日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

- （１）筑前海区海域のうち、次の基点第 27 号と、A 線と B 線の交点を結ぶ線以西の海域。
- （２）筑前海区海域のうち、次の基点第 27 号と、A 線と B 線の交点を結ぶ線以东の海域。

基点第 27 号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位 169 度 42 分 31.5 メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）

A 線 基点第 27 号から真方位 347 度の線

B 線 旧 2 号浮標（世界測地系北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒）と沖ノ島東端を結ぶ線

2 禁止事項

- （１）1 の（１）の海域
4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、なまこを採捕してはならない。
- （２）1 の（２）の海域
5 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、なまこを採捕してはならない。

3 指示期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで